

要事事項 一、最低賃銀ヲ即時制定サレタシ

一、定休日月二回ニサレタシ

一、退職手当ヲ制定サレタシ

一、皆勤^積賞及住宅手当ヲ支給サレタシ

解決事項 一、定休日月一回、毎月八日トス

一、退職手当額ニ於テお当考慮ス

一、住宅手当之ヲ考慮ス